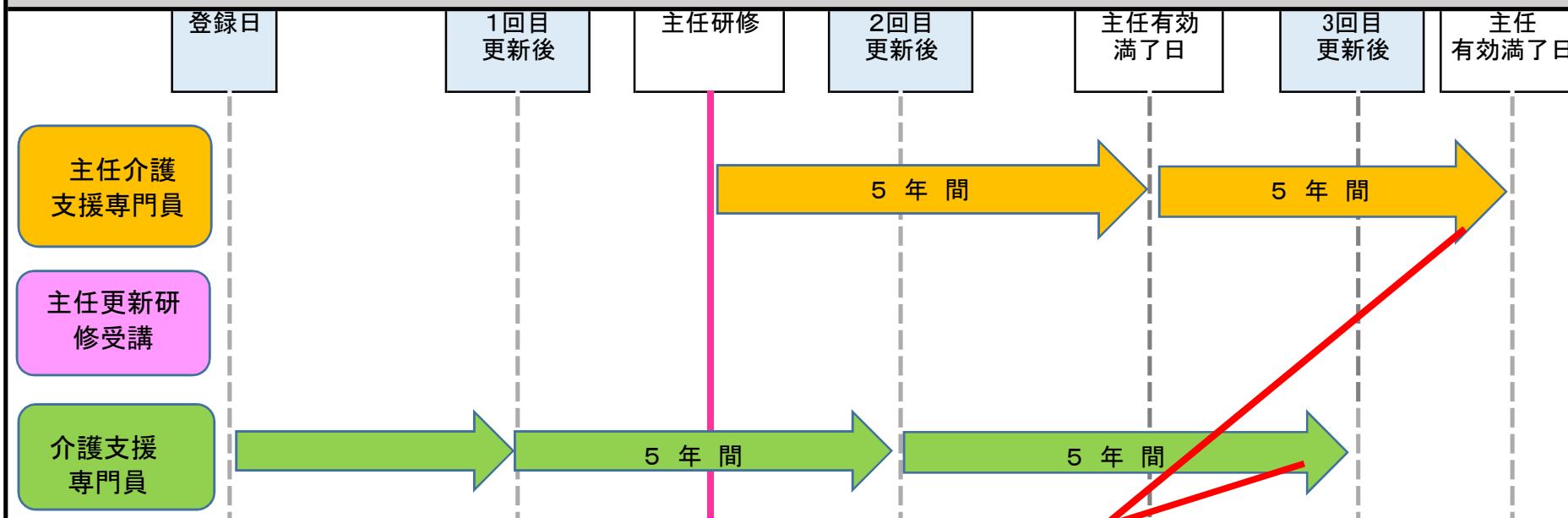


【埼玉県】 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間について

平成29年5月18日付老健局長通知により、主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。ただし、以下の例のとおり、主任介護支援専門員の有効期間満了日の前に、介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える場合は、専門員証の有効期間を主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えることができません。(介護保険法第69条の7及び8)

主任の有効期間より前に介護支援専門員の有効期間が満了する方の例

<例> 介護支援専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間は揃いません(別々の期間のままです。自己管理が必要です。)



主任介護支援専門員の有効期間と介護支援専門員証の有効期間が異なるため、2つの有効期間の管理が必要。

※但し、介護支援専門員証の有効期間満了前に、主任更新研修を修了した場合、更新交付申請により、介護支援専門員証の有効期間も5年間延長されます。(介護支援専門員証の更新申請手続を忘れた場合は、介護支援専門員証の有効期間満了と同時に、主任資格も失効し、介護支援専門員及